

糸島市消防本部から 風水害に伴う防火対策等についてお知らせです。

近年、台風や豪雨をはじめとする風水害の影響で、大規模な被害が多く発生しています。

また、同時に発生する長時間の停電からの再通電時に、電気機器や電気配線から火災が発生する危険性もあります。

防火対象物の関係者の方は、日頃から次のことについて対策を行いましょう。



ハザードマップ上の防火対象物は要注意！！

糸島市ではホームページでハザードマップを公開しています。ハザードマップには土砂災害、高潮、津波、洪水等の警戒区域や浸水想定区域などが閲覧できます。防火対象物がハザードマップで警戒区域等に該当するかチェックしましょう！

糸島市の公式ホームページから

ハザードマップ

検索

停電からの再通電時における注意点

風水害により停電が発生した場合は、以下の対応を図るようにしましょう。

- ① 停電中は電気機器のスイッチを切り、電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。
- ② 停電中に防火対象物等から離れる時はブレーカーを落としましょう。
- ③ 再通電時には、漏水等により電気機器が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認して電気機器を使用しましょう。
- ④ 建物や電気機器に外見上の損傷がなくても、壁の内側の配線や電気機器内部が損傷し、再通電から長時間経過した後に火災が発生する危険性があります。煙の発生、その他の異常を発見したら直ちにブレーカーを落とし、消防機関へ通報しましょう。



設置されている消防用設備等における注意点

消防用設備等は停電時にも作動するように非常電源(蓄電池設備、非常電源専用受電設備等)が使用されています。しかし、長時間停電することで非常電源も正常に作動しない可能性が考えられます。

消防用設備等が作動しない場合に備えて、以下の対応を図るようにしましょう。

裏面を確認！

① 消火設備

消火器、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備など電源がなくても作動する消火設備もあります。設置場所及び使用方法を確認しておきましょう。



② 警報設備

防火対象物内の巡回、こんろや、火気を使用する設備・器具等の火元の警戒を入念に行い、火災の早期発見に努め、防火対象物の関係者に即座に連絡、周知できる体制を整えておきましょう。

③ 避難設備

防火対象物の関係者等による避難誘導體制及び避難経路を確認しておきましょう。



④ その他

● 自家発電設備

消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合は、必要な燃料の確保等に努めましょう。常用電源が復旧後は直ちに運転を停止(自動で停止するものもあります。)させ、燃料の補給などにより、火災時の機能に支障のないようにしましょう。特に燃料が空となった場合は、燃料を補給後、エンジン部分の空気抜きが必要なものがあります。あらかじめ手順を確認しておきましょう。

● 自動火災報知設備

自動火災報知設備の中には、長時間停電することで予備電源の容量が低下し、異常警報を発するものもあります。これらの警報音が作動した場合の対処方法(警報音の停止方法、再通電時における点検方法等)を点検業者等に確認しておきましょう。

その他の一般的な注意事項

① 火気管理

火気の使用は十分に注意して行い、火災予防に努め、防火対象物の関係者は在館者や利用者等に対して周知しましょう。

② 119 番通報体制の確保

IP 電話や FAX 機能付き電話等の一部の電話機では、停電により使用不能となっているものもあります。あらかじめ確認し確実な 119 番通報が行えるようにしましょう。

③ 避難経路等の確保

停電により、電気錠の扉や自動ドア等が機能を失って通行不能となっている可能性があります。避難経路または消防隊進入経路を確認し、通行ができるようにしておきましょう。

④ 停電時のエレベーター等の使用制限

停電時に停止する電気を動力とするエレベーター等は、風水害等で停電が発生する可能性が高い場合にはあらかじめ使用を制限しましょう。

お問い合わせ先

糸島市消防本部 予防課

T E L : 092-332-8026 (直通)